

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年12月27日
【会社名】	株式会社トップカルチャー
【英訳名】	TOP CULTURE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 清水大輔
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
【電話番号】	(025)232-0008
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 兼 管理部長 遠海武則
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
【電話番号】	(025)232-0008
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 兼 管理部長 遠海武則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2023年12月14日（取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、一部店舗の今後の売上計画を精査し、回収可能性を検討した結果、固定資産に対する減損損失430百万円を特別損失として計上いたしました。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象の発生により、2023年10月期の個別決算及び連結決算において、減損損失430百万円を特別損失に計上いたしました。